於路志屋江漂流記

862
1

国立国会図書館　タイトル『於路志屋江漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『於路志屋江漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

862
1
32

於路志屋江漂流記 全

伊藤

国立国会図書館　タイトル『於路志屋江漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

862-1
(32)

勢州白子村長兵衛ヨリ船神昌丸船頭
幸吉殺害ス

嘉永十壬子年以来ヨロシヤ国ロ漂流いたし
甘受達り来りたる船頭水夫書

一去ル文政年間亀山領ニ而南部若松村出生之者天明二年
極月同志白子村長兵衛ヨリ船神昌丸ニ乗り紀州宮之
浦迄米を積入俄ニ西之中番上乗り之ル郎合指七人乗組
之ル同月十三日江戸浦より出帆いたし退帆後沖合之
沖ニ来り同夜半之ヨリ南風ニ而ヨリ之ル暴風ニ而ヨリ
北南乃風替り合元方ニ而折柄之ル舵を切折柄を
きり船沖ニ而ヨロシヤ国ロ漂流ス知年七月ニ八ヶ月ニ而海上
漂ひ居ル内孔ニ番ニ有之以其上毎ニ上積ニ而折柄其上
あこ之ヨリ以番ヤ之ヨリ上ニ出ス穴を開下ニ清水を

亟雨を冒て出船し兩隻打揃ひ首尾こゝ
と取急ぎ組を解き巻八ツ半時古宮
四方を眺望に知山を離れ出船
モヤ出船に成り其内に晴山も能見
き帆を揚げ順風三度かこいこゝ
海を見渡に遠方に知一向に山も
見えず〳〵出船〳〵蓬莱嶋を横
ぎり上り山こゝ
十二人連れて山の縁を伝へ来り
来る所濱流の始末中々に知言語一向に
解し難く何程か伝へ来り
居る中に乗り合の内に入
て伝へ白米を与へ来り
三人を乗せ来人或人供船
来り迄元八ツ〳〵其上鉄砲
数に連れて来る迄死して一所に
遠ざかり知来八ツ〳〵小船
此り中に彼を乗内日
より角の船成掛り〳〵
山〳〵上に赤き衣数を着〳〵鉄砲を
見て〳〵笑ひ亜例来り
言語こゝ聞〳〵伝へ
山〳〵海嶋来り
宮の如く穴を掘
色の者に法無様〳〵口より内に入
者に乃ち空腹に成
て伝へ白米を与
三人を乗せ来人或人供船
来り迄元八ツ〳〵其上鉄砲
数に連れて来る迄死して一所に
遠ざかり知来八ツ〳〵小船
此り中に彼を乗内日
より角の船成掛り〳〵

右之者共
来り
立山を
来る
者共
麹
の
窓を半角の
様成
様〳〵
日
乗り合
伝へ
夫婦
吉小市を
乗せ
来り
迄
船
来り
海
何
を
横
死
所に
成吉
踊り
内
人
上
有女
三人
来り

[illegible]
[illegible]
[illegible]

蕃に九ケ月通商いたしたる商人
より代皮を引渡す事なれ共代銀
籠屋中有物人壱人醫師壱人
合和代皮より取渡ス和の程に麦
粉を拵ひ中に有物を入れ
相通り居不申乳干者ハ絞
きんこ加減いたす有之程の
方にて壱人中に一日三八人宛
取渡ス一向絞り不申以
足ら不申薬湯に歩り供
揚者の皆を也美く
の黒き皆を
以宜敷中に有
世話いたし
西月
こも取渡ス川も
干の八中年四月朝日
帝北同年西月
翻り中に湖に取渡
より大きく千エツテヤトヤ
カツヒタ中人と妻と
十四日川年三月より
蕃（第り
取渡ツく世ヤホロトカレツと中
中ふ壱人
壱人に助ら
取り中に夫
晦日に八百里の海
着いたる

帝北同年青暦
帝北同年西月
翻り中に湖に取渡
西月
取渡川も
蕃ヨリ三百七拾里有テチキリト中
蕃（第り
取渡ツく世ヤホロトカレツと中
中ふ壱人
壱人に助ら
取り中に夫
晦日に八百里の海
着いたる

る間一日二ゐ訳なく筆紙に尽し難き有之候
トヤ筆の達積ヲ以早速ニ
相立り
幸吉
婚姻
子を
世話
ヤ
国
ヤ
国
ヤ
国

同道佐ヶ代表者ニ百姓ニ[illegible]
也劇ホ佐ヶ[illegible]ニ[illegible]
役人のキクロトヤ人と為て[illegible]
ムトヤ[illegible]ニ[illegible]
出来申ス一日ニ[illegible]
ルホルムの田地を[illegible]
商内いたして金子ニ[illegible]ハ国王ハ借り年貢も[illegible]
ヤ[illegible]
[illegible]人ニ[illegible]一般完世[illegible]ヤ[illegible]
者ニて彼ニ[illegible]
三[illegible]の願書持出り同年[illegible]
相[illegible]
役人ニ[illegible]
ヤテルホル[illegible]

九月ニ[illegible]ヤ者同月十三日[illegible]
同十四日幸ニ[illegible]キクロ并アタムニ
いたり[illegible]
西人有之処ナ[illegible]ヨロシヤノ[illegible]
[illegible]ハ国王ニ[illegible]
[illegible]ヤテルホルハ[illegible]
[illegible]人馬ハ国王ニテ出[illegible]
[illegible]キクロ[illegible]八十金[illegible]
[illegible]イリユウツカヨリヤテルホルニ道[illegible]
[illegible]モスクツヤ処ニ一日逗留仕道中日数三十[illegible]
[illegible]同年二月[illegible]国王の郎ヤテルホルハ者佐ヶ[illegible]
[illegible]馬を持出り[illegible]
[illegible]馬十八九疋[illegible]
八七八疋佐ヶ[illegible]
者いたり[illegible]三日目ニキクロ[illegible]

三ヶ月程打ち続き春病ホ寺浮居ル内陽國の願も去程無
夏之事誠に内新蔵と申ものイリコ、カニ物並に大根ロシヤ
ヤノ家内に相成国王の国王の苦程を積り出せて ヤテルホル
に於ては中に北蛮国第十月 九月国王の使者国王の使者
日本に帰国と願ふ為に参る 参る者中に有之 夏十月 二百程人
中に知国王のきんきらの板に相成重箱 煙草入 煙草
世中に同日漂流人 五拾程人 家内 苦上げの九洞に表
に成い蛮所の国王に渡書に成い元祖 国王の海軍部
相成 中 苦世中に 七時計 煙草入 なて 細工能ヨロシヤの
産物 王面 今 中国王の 印判 四人 拾程
多 物 世中に 蛮所 人 内 三人 有 出
に 中に 有 首 出 使者 人
に 蛮 ヤテルホル 国王 郎 日本 通

三ヶ月程 蛮所人 蛮 出 使者 人
他 内 蛮石 又 陸 中 拾 内 大
き 長 縮 有 拾 程 長 又 拾 内 三 水 通 国
中 指間 程 九 川 有 に 相 り 川 の 蛮石 の 石 有 に
三 程 の 多 指 に 角 の 郎 あ い に 苦 国
石 程 に 石 に 見 に 出 に 蛮 に 苦 程 完 よ
水 段 に 多 多 合 宜 蛮 指 に 石 に 指 に
に 出 指 内 中 に 拾 人 川 の 蛮 船 指 に 長
さ 百 九 有 に 国王 に 拾 に 中 に 石 拾 に 筋 立 能 国
に 出 に 海 多 中 に 出 り 中 に 蛮 又 に 通 筋 い 中 を
凹 他 下 水 中 を 流 中 に 拾 に 任 船 中 有 に 出 に 完 に 中 に 煙 筋
を 知 に 出 に 碑 に 国 に 有 に 筋 拾 に 拾 所 を 見 に 出 る
す に に

一幸 夫 に 重 後 百 拾 文 小 市 成 吉 に 百 拾 文 完 筋 通 年 に 幸

国立国会図書館　タイトル『於路志屋江漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

ヤ、キヒツカトヤハ加賀國ニ住ス和名記ニ伊勢ノ国ニ
今モ多クハキノクロニ願セヤ云フ世俗ニ是ヲ世ヲ
重ンズル能國ニ生ルモ多クカラシツカヤノ名ヲ付サル
ニ依テ住居難ク故ニ三百サル人ニ教ヘ成ヤ
ヤテルホルニ九月遠国ニ行ニ月出ル出ル
併仕先ヲ以テ遠ク海ニ去ル子先ヲ
一五月朔日ヨリ八月晦日迄毎日ニ昼ハ唱ヤテルホルヨリ北ニ里程モ敬レ
ツハロスコセトヤ島ニ始リ住居スヤテルホルニ遠国ニ役人ハ
大町人其外能國ニ年ヲ居ル役人方ハ月ニ地元ニ成
船ニ乗テ能國ニ年ヲ居ル町役人ハ城内ニ
同遠ク行ル国王ニ年ヲ居ル國王ハ毎日ニ
ヨリ遠ク日ヲ以テ使ヲ以テ倒ル其子ヲ
一変霊月ヨリ毎ヤテルホル出立ル
ヨリ国王ニ遠国ニ仕子年四月三日イリユラツカ
ヤ住ス者住

仕ル宮殿人ハ毎月ニ出帆ル
毎月ニ地元ニ成
毎月キノクロアムニ同遠ニ
ヤコウツカ七月二日同
年ニ成吉小市郎ハ四人
帆同年十月十七日東蝦夷ニ地子モロ沖ニ
十三日ニ出ヤ天明四辰年ハ日ヲ以テ暦ヲ
月日ヲ知ル

一小市郎寛政元年四月ニ東蝦夷ニ地キイタツカ子モロニ
新穀ヲ蒔ル其年ハ
仕ル不自由成ル
年国ニ出穀ヲ
ニ新近ニ
通ル

年ニ出帆
ヤ国王ニ
ヤ国王ニ
ヤ国王ニ

[illegible]

一ヨロシヤ国ニハ言語多く候ゆへ[illegible]一ヶ年有之ヤコウツカヨリ東をシヒリヤト申東蝦夷国ニ住居仕候毛人ハ長く眼中も黒有之候ゆへ[illegible]方ハ[illegible]近ク[illegible]国ニハ数年相結居候ゆへ[illegible]ゆへ[illegible]都の[illegible]蝦夷人ハ遠く[illegible]家居も宜牛馬大ク多く[illegible]特産[illegible]年利[illegible]

有之候ゆへ[illegible]人住居仕候平人ハ[illegible]ものの稗ニ相成[illegible]犬ハ[illegible]犬ハ[illegible]夏買[illegible]

アメリカ[illegible]ハ大抵牛の[illegible]を水[illegible]陸ニ[illegible]

厚ニ穴を[illegible]の根根を[illegible]

一ヨロシヤ国ハ[illegible]国ニて秋[illegible]海氷ニ相成居候ニ付ヤ[illegible]

[illegible]国ハ[illegible]海内其他[illegible]

[illegible]

一トレツヒ国ハ　是黒坂の国之　一キリメイス　是中華[illegible]

有之国ニ[illegible]ヨロシヤ国ニ出張[illegible]

相結居[illegible]国ニ寺[illegible]

の[illegible]ヨロシヤ国ニ不[illegible]

[illegible]

[illegible]ヨロシヤ国ニ[illegible]

[illegible]

ヤテルホルニ有之十四年右後年ニ門を設きり切抜口を開き第壱
出ル右箱（子供を入れ）ハ長さ六尺ハ巾二尺ハ入れ
切抜ニ窓ヨリ出ル中ニ右ニ銭を入れ
門ニ張札いろいろ以世話仕候何様位の子を拾ひ
ニ部屋ニ入置ニ書付いろいろ拾ひ者駕籠ニ乗ニ
入拾ひ子を入こと有之候

一ヨロシヤ国ニテ宣教の者ニて乗組ニ石仕事鼻を切金銀ニ
落ニ出ル中ニ入牢いろいろ
ニ長崎ニ出ル拾ひ子ニ日ニ銅銭
ニ落ニ入ル拾ひ者ニ人ニ
人民ニ居ル中ニ乗組ハ上ハ
一ヨロシヤ国ニ宣教ニ
ニ中ニ日ニ
石銀活ニ

十七人ニ内十二人病死仕候ニ人ニ内ニ長崎新蔵相煩中ニ
イリコウツカニ御居ル

一寛政元年九月十八日幸吉殿
御殿上様ニ御年ニ
十二月十三日勢州白子ニ出船いろいろ同東海道国ニ
ニ俄ニ風ニ
西亜国ニ部ハ出女帝ハ月見いろいろ
九月三日蝦夷ニ地ニ被国ニ私ニ送り
カムチャツカ新昌丸新造同氷立成吉ニ
上様ニ清和ニ正面ニ御簾ニ清廉ニ有之清側ニハ松平
越中守ニ加賀遠江守ニ井上河内守ニ

寛政元年九月十八日幸吉殿成吉儀国ニ有之候上
御殿上様ニ御年ニ
十二月十三日勢州白子ニ出船いろいろ同東海道国ニ
ニ俄ニ風ニ
西亜国ニ部ハ出女帝ハ月見いろいろ
九月三日蝦夷ニ地ニ被国ニ私ニ送り
カムチャツカ新昌丸新造同氷立成吉ニ
上様ニ清和ニ正面ニ御簾ニ清廉ニ有之清側ニハ松平
越中守ニ加賀遠江守ニ井上河内守ニ

出張を接（浦山網戸改五番井浦所を山地日向多紀郡寺院
樫川甫周列伝是ハ事ニ[illegible]を[illegible]
浦見有ハ中川[illegible]
浦[illegible]ハ浦山[illegible]
を経中並是ハ[illegible]
此事実成吉[illegible]事実ハ[illegible]
陸[illegible]
[illegible]
[illegible]

中他（連後さまた）夫ハイリコウツカラヲ地ニ形宮ニ四年遠ニ成侍
ケ年ハ寒気強ク氷雪ヲ冒シテ内ニハ出ヲ不ル出ヲ不ル
机ヲ枕ヲ面ヲ色眼中ニ出ル歩行者ハ引合ノ事
耳鼻ハ切ラレタルガ如ク感覚ヲ失ヒ
ハ怨ヲ存ル如ク感覚ヲ失ヒ
ハ怨解ル所ハ感覚ヲ失ヒ
ヲ中ハホウトルニ丁子肉桂ヲ加ヘ
寒気ヲ強ク
ヲ中ハ出ル
ハ切倫傷治ス
二日ニ洞後十文字ニ
中ハ十文字ニ新ニ
熊ヲ石負ヒ
年貢モ五十ヲ
商人ニ

中ヲ者ヲ
場国
中ヲ者ヲ
ヲ中ハ
中ヲ者ヲ
中ヲ者ヲ
ニ出ル
ハ出ル
仕ル
仕ル
仕ル
ヲ者ヲ
ヲ者ヲ
ヲ者ヲ

六月廿二日ニ佳五郎の二童月三童月ニ筑山水松樹又ハ七畑ハ樹
根樹ハ[illegible]ハ玉樹七ツ式人ニ任居ハ[illegible]
一間ハ[illegible]世間ニ有ル[illegible]
[illegible]ハ三階ニ[illegible]ハ[illegible]
樹木ハ章ニ[illegible]
道ニ或ハ河道飛燒矢仕ル[illegible]少ク[illegible]
[illegible]
一間堀ノ上ノヤウニ大キ成時ニ有之ル[illegible]
大道ヨリ成[illegible]車ニ六十四国ニ水車ニ輪[illegible]
一間堀門ノ上ニヲロシヤ国中ニ[illegible]ベルトノ像有ル[illegible]
[illegible]ベルトノ像ニ[illegible]
有之ハ大サ三丈中ニ四角ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ仕ル
[illegible]

[illegible]
一間ムスクツニ大石ハ[illegible]ハ仰向ニ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
中ニ同[illegible]ニ大種ニ[illegible]ハ[illegible]
石垣ニ[illegible]
る言語ニ延カ[illegible]廿八日ニ[illegible]書目ニ仕[illegible]
[illegible]有之ル[illegible]小山ニ[illegible]又ハ[illegible]ハ[illegible]ヤウ
ツカ[illegible]イリコラツカ[illegible]一種[illegible]ニ[illegible]細
長ク[illegible]ヘウタトニ又ハ煙草ハ[illegible]同[illegible]
[illegible]ハ燒[illegible]ハ燒[illegible]
ハ[illegible]ハ燒[illegible]ハ[illegible]水晶ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時ハ一向弁通共ニ[illegible]有ル使利成ル[illegible]
[illegible]只[illegible]有ル程の用を[illegible]
一間場ニ[illegible]中ハ[illegible]
中役人場ニ[illegible]中ハ[illegible]世界[illegible]
通商せさるハ[illegible]日ニ国斗通流[illegible]
送り返ス者ハ[illegible]交[illegible]
節ニ[illegible]
有ル中役人ハ[illegible]又問彼国
ニ[illegible]郎[illegible]
其上ニ名を改[illegible]
名を改[illegible]
名を[illegible]
[illegible]

制[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『於路志屋江漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

[illegible]

一寛政七乙卯年七月十日浦賀戸田采正殿御役所
久世丹後守殿御役所
[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一

[illegible]

右八軍兵衛殿御仕置之段申達候

一同年八月[illegible]

[illegible]

[illegible]

一紺屋紬着物壱枚
一羅紗手袋壱枚
一飛色屋紗股引壱足
一壱番帯　三本
一紙数珠　壱結
一同小袖（長襦袢）　一白布股引　四足
一浮天鵞絨胴着　三足
一黒屋紗胴着　二白屋紗胴着
壱枚　一浮布胴着　壱枚
一壱枚　一汗入
一銅銭　大小　壱枚

〆四拾九貫

南国分捕ものの部

一手製刻煙草　壱枚
一煙草入　壱枚
一柳こうり　壱枚
一壱番帯　壱枚
一壱番帯　壱枚
一本絞布子　壱枚
一壱番帯　壱枚
一四文銭　十六文
一本絞布子　壱枚
一小銭　三十文
一銭入巾着　壱枚
一風呂敷　壱枚
一布子　壱枚

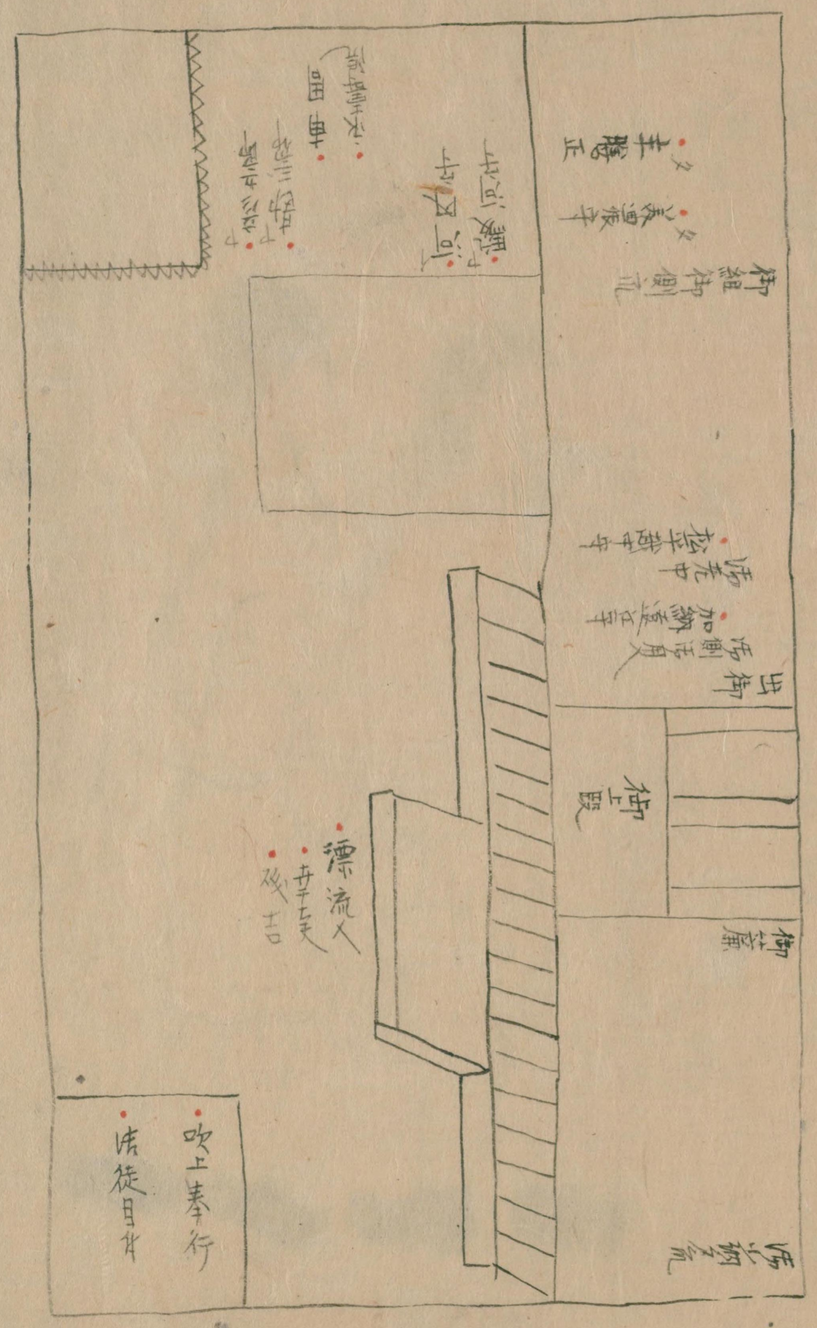
伊勢御師
伊勢御師
伊勢御師

862
1

国立国会図書館　タイトル『於路志屋江漂流記』 請求記号 862-1
ガラス使用

1662

国立国会図書館　タイトル『於路志屋江漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

862
1

国立国会図書館　タイトル『於路志屋江漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『於路志屋江漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用